

企業の事業活動デジタル化に関する法学的・横断的研究

Legal and Cross-sectional Study on the Digitalization of Corporate Business Activities

研究代表

鬼頭 俊泰

KITO Toshiyasu

所 管：商学研究所

研究期間：令和6年度～令和7年度

研究代表者：鬼頭 俊泰（本学教授）

研究分担者：金澤 大祐（本学准教授），川村 佑紀（本学非常勤講師），
埴原 啓正（本学通信教育部インストラクター）

研究の目的・概要

（目的）

本申請研究の目的は、企業の事業活動がデジタル化されている中で発生している問題につき、企業の一生（設立から倒産）を縦軸に、事業活動の各局面において発生する法的問題を横軸に設定し、各種法領域（商法・会社法、金融商品取引法、民事訴訟法、倒産法、民事法律実務など）から横断的に検討し、かかる問題点を個別的にではなく事業活動全体の視点から立体的に明らかにすることである。

（概要）

近時、わが国各種法制度においては、企業活動の効率化や迅速化、いわゆるSDGsの達成などを企図して、これまで対面を基本として行っていた手続きなどが順次電子化されている。また、企業の事業活動における様々な内容・局面では、これまで紙媒体で運用されていたものがデジタル化される試みがみられる。

かかる電子化やデジタル化の例として、株主総会の電子化（株主総会資料の電子提供制度、バーチャル株主総会など）・有価証券や通貨のデジタル化（暗号資産、電子マネーなど）、取引のデジタル化（インターネット上の各種取引など）を挙げることができる。

もっとも、こうした各種取り組みについては、制度創設時などにおいて個別的にその当否が検討されてはいるものの、複数制度間の接続を意識した検討がなされているとは言い難い。また、暗号資産の登場が典型例であるが、デジタルの領域においては実務が先行することが常であり、法的位置づけや制度的対応、理論的な裏付けが不十分であるものも散見される。

そもそも企業の事業活動については、募集株式の発行局面のようにファイナンスとガバ

ナンスが相互に影響を及ぼしあう関係にあることや、M&Aや事業再生における企業価値の算定時のように会社構成員だけでなく会社債権者といった各種ステークホルダーの利害関係・権利義務関係の調整を念頭に置かなければいけないことなど、前述した通り個別的な検討ではなく複数領域を跨いだ横断的な検討が求められる。そして、このような検討すべき問題は、企業の事業活動デジタル化に伴いさらに複雑な様相を呈しているといえよう。

そこで本申請研究は、企業の事業活動や事業活動に関わるデジタル化を専門とする4名の研究者・実務家により展開・実施することを予定している。すなわち、本申請研究のテーマである企業の事業活動のうち、研究代表者である鬼頭はスタートアップから倒産・再生に至るまでの事業活動全フローにおけるファイナンス領域および同デジタル化について、分担研究者である金澤氏は事業活動の要であるガバナンス領域および同デジタル化について、同じく研究分担者である川村氏は暗号資産なども含まれるデジタルアセットの事業活動に与える影響について、そして、同じく研究分担者である埴原氏は企業の終局・再生局面を念頭に置いたデジタルアセットの法的取扱いについて、それぞれ担当する。なお、研究全体の取りまとめ・研究者間の連携については研究代表者である鬼頭が担当する。

活動経過報告

【令和6年度活動状況】

令和6年度については、主に研究者個人で本申請研究につき研究活動を進めている。その成果については以下のとおりである。

まず鬼頭は、「社債に対する利息制限法の適用の可否（上）（下）」JCAジャーナル72巻2号（2025年）37頁および3号（2025年）掲載予定、において、企業のファイナンス手法のうち社債を取り上げ、利息制限法が社債に適用されるのかという論点につき検討を行った。かかる検討は、社債を小口化（デジタル化）した場合に発生する法的問題点を検討するうえでの序論的検討に位置づけられる。

次に金澤は、「株主による株主総会開催の訴訟手続での義務付けの可否」新・判例解説Watch商法182号（2024年）1-4頁において、株主による株主総会開催を訴訟手続によって義務付けることができるのかについて、検討を行った。かかる検討は、わが国における株主総会の動向を検討するもので、株主総会のデジタル化を検討する準備作業といえる。

また川村は、実践経営学会第67回大会（日時：2024年8月24日・25日 開催校：日本大学商学部）において、「インフルエンサーマーケティングにおける法律問題」について報告した。本報告では、インフルエンサーを起用したマーケティングを中心に検討を行ったが、インフルエンサーが活躍する場（主にSNS）は、デジタルマーケティングの一部になっており、今後はWebマーケティングやメルマガを含めた、企業のデジタルマーケティング戦略も検討する。企業が進めるデジタル化では、新しい分野における法的問題点が指摘されており、その留意点やリスクなどを検討することは、企業のコンプライアンスがより重要視されている昨今、デジタルマーケティング実務においても重要なことである。

そして埴原は、「会社の『危機時期』における取締役の義務に関する予備的考察－イギリスにおける支払不能概念の変遷を参考に－」実践経営学研究16号（2024年）97頁以下において、会社の「危機時期」の開始時点について、イギリスの判例法をもとに検討を行った。かかる検討は、企業の終局・再生局面を念頭においたデジタルアセットの法的取扱いを検

討する前提となるものである。

今後は、各研究者による今年度の研究を持ち寄り、来年度に向けての研究計画を作成するとともに、当初設定した研究計画に基づき、4名（来年度に1名増員され計5名）の研究者の研究を一本化すべく調整を試みる。

【研究会の開催】

本申請研究におけるメンバー4名は、原則として毎月実施している「企業法実務研究会」のメンバーでもあるため、同研究会内にて適宜、本申請研究の進捗状況や課題などにつき共有・解決を試みている。

来年度においては、研究完成年度であるため、上記研究会とは別に、研究成果報告・調整のための研究会を開催予定である。

【視察調査の実施】

今年度においては、視察調査は未実施である。ただ、各研究者と懇意にしている法律実務家とコンタクトをとるなどして、最新の実務状況につき知見を得るようにしている。